統計作成プロセス診断の「実施方針」に係る論点整理

資料２

Ⅰ　趣旨・目的や意義・効果

（これまでの審議を通じた共通認識・整理）

- 統計の作成府省は、「第三者監査」の結果を活用して、実査、集計等個々の統計作成プロセスの水準を段階的に向上させる
  （公的統計の整備に関する基本的な計画）
- 統計作成プロセス診断は、現状を客観的にチェックした上で、より良い改善の在り方を共に検討する（ポジティブな）取組
- 統計作成プロセスの改善は、統計作成者が自らの気づきにより主体的に取り組むことが「第一義」であり、統計監理官の活動は、これを客観的立場から助言、支援、促進するもの
  （以上「審議に当たっての基本的認識・考え方」）
- 統計作成プロセス診断（第三者監査）は、…統計作成プロセスの現状を客観的に確認し、統計作成府省におけるその主体的な改善を支援・促進するものであり、これを通じ統計作成プロセスの水準を段階的に向上させることを目的とするもの
  （「試行に当たっての基本的な考え方」）
- 統計作成プロセス診断の取組については、本格実施に向け、点検・評価ガイドラインの取組と一体的に進め、各府省の負担軽減や取組の実効性の確保を図っていく
  （第２回統計作成プロセス部会審議結果）
- 診断に当たっての判断基準である要求事項は、各プロセス（工程）の現状を統計作成者自ら、また、統計作成プロセス診断時に第三者である統計監理官が確認する際の「統計の品質確保に向けた基本的な基準・手順・視点」であり、「改善の在り方を検討する際の端緒」**（第３回ＴＦ審議結果）**
- 「当たり前品質」の考え方を参考に、統計作成府省によるプロセスの管理やその仕組み自体（実施することが求められる事項）をまずは「必須」の要求事項として設定し、手順等の具体的な内容、レベル感など（実施することが望ましい事項）を「推奨」の要求事項として設定
  （「要求事項作成に当たっての基本的なコンセプト」）

〔論点・基本的な考え方(方向性)〕

➢ **「点検・評価」などの既存の取組との連携や一体性確保**
（第２回部会審議結果、統計委員会委員長発言）

⇒　**「統計作成プロセス診断」は**、統計作成府省による自立的・主体的な**PDCAサイクル実施の更なる充実・実効性確保のため、客観的立場から助言、支援、促進する活動**
（→統計作成府省における点検・評価、あるいは、見直し・改善の取組に取り込まれることにより初めて実効性を持つもの）

＜**位置付け・診断内容に関し、更に別紙１及び別紙２**＞

⇒　統計委員会の取りまとめを受け、**「PDCAサイクル確立に向けた点検・評価ガイドライン」（各府省申合せ）を改正・拡充**

➢ **要求事項（試行版）の実効性、妥当性等の検証**
（試行に当たっての基本的な考え方）

⇒　試行の結果等を踏まえ、「必須」又は「推奨」の区分を含め要求事項（試行版）の見直し余地を検討

統計作成プロセス診断の位置付け・内容

別紙１

位置付け

➢　統計作成プロセスの水準を段階的に向上させ、統計の品質確保を図ることを目的とした**統計作成府省による自立的・主体的なPDCAサイクル実施**（実施状況や集計結果等を踏まえた点検・評価を通じた調査計画、業務マニュアル等の見直し・改善という一連の自らの気づきのプロセス）**の更なる充実・実効性確保のため、その一連の取組の流れの中において、客観的立場から、**（あくまで）**助言、支援、促進する活動**

診断内容

統計作成府省による各統計に関するPDCAサイクル実施の過程におけるアウトプット等をベースとして、

ⅰ）統計委員会の取りまとめに基づく、統計ごとの作成プロセスの現状を客観的に確認する際のチェック項目（基準）である「要求事項」※に沿った「当たり前品質」の適合の現状を（厳格かつ）客観的に確認

加えて、積極的に評価できる、各府省に横展開すべき「好事例」を把握、「褒める」

※「要求事項」＝統計の品質確保に向け、個々の統計作成プロセスにおいて実施することが必要と考えられる、あるいは期待される事項
・プロセスの管理やその仕組み自体：
実施することが求められる「必須」の要求事項
・手順等の具体的な内容、レベル感など：
実施することが望ましい「推奨」の要求事項
としてそれぞれ設定

ⅱ）統計作成プロセスの水準の段階的な向上に向け、現状、適合となっていない「必須」の要求事項は適合となるよう、また、「推奨」の要求事項の適合が増えていくよう、
（標準的な業務マニュアルの内容等も活用しつつ）
統計作成府省自身による、今後に向けた統計作成プロセスの見直し・改善のため、助言、あるいは（総務省（統計作成支援センター等）の統計作成支援機能と連携しつつ）**必要に応じ支援**

ⅲ）その他、（要求事項の内容に関わらず）**各府省の統計幹事の求めに応じ、例えば、統計精度の更なる向上に向けた調査計画の技術的支援**（ex標本設計）**などに関し、総務省の統計作成支援機能への「橋渡し」を行う**

➢　**診断自体は実体的あるいは直接的な効果を持つものではなく、各統計を所管する統計作成府省における点検・評価、あるいは、見直し・改善の取組に取り込まれることにより初めて実効性をもつものとなる**
（※このため、第三者適合性評価制度（＝評価結果の内容自体は対外的に公表されない）とパラレルに考えても、個々の診断の結果（例えば、診断表そのもの）自体の対外的な公表は行わない）

統計の品質確保・向上に向けたPDCAサイクルの確立（全体イメージ）

別紙２

【PDCAサイクル確立に向けた取組】

- 第三者による統計作成プロセス診断の導入、標準的な業務マニュアルの活用を通じ、統計作成府省による自立的・主体的なＰＤＣＡサイクル実施の更なる充実を図り、統計作成プロセスの水準を段階的に向上　⇒　**統計品質の確保・向上**

統計作成プロセスの水準の段階的向上
（イメージ）

＊点検・評価、業務マニュアル等の見直し・改善、統計作成プロセス診断の実施に当たり統計作成に関する**標準的な業務マニュアル**を活用

Plan（計画）

Do（実行）

Check（評価）

- **点検・評価**＊
  - ✓ 調査計画の履行状況等の確認
  - ✓ 業務マニュアルの整備、実施状況等の確認

Action/Plan
（改善/計画）

- **調査計画、業務マニュアル等の見直し・改善**＊
  - ✓ 点検・評価結果（診断結果を含む。）の活用
  - ✓ ハブ機関注）の支援

Do（実行）

統計品質の確保・向上

点検・評価結果の公表（対外的与信）

「統計作成プロセス診断」の実施＊
（統計委員会が取りまとめる方針及び要求事項を基に統計監理官がチェック・支援）

注）ハブ機関
- 総務省（統計作成支援センター等）
- 各府省の統計幹事が属する部局（課室）

統計作成プロセス診断の「実施方針」に係る論点整理

Ⅱ　診断の実施手順・方法

（これまでの審議を通じた共通認識・整理）

- 試行の実施手順・方法として、
  ⅰ）各府省において業務マニュアル及び成果物・実施記録等の整理・現状確認やPDCAガイドラインに基づく点検・評価など自己チェックを実施
  ⅱ）上記ⅰ）を前提として、業務マニュアルや成果物・実施記録等の現認や担当者ヒアリング等により、要求事項の対応状況を「診断表」を用いて確認
  ⅲ）「チーム合同情報交換ミーティング」により「診断表」のピアレビューを行い、診断結果を確定
  （「試行に当たっての基本的な考え方」及び「試行の実施方法」）
- 統計作成プロセスの自己評価や第三者によるチェックに当たっては、記録・ドキュメント類の確認が重要と考えられるところ、「標準的な業務マニュアル」の検討状況に関する情報共有も図りつつ、各府省の負担にも留意した現実的な記録範囲等を検討する。
  （「具体的な審議の進め方」）
- 診断に当たっては、調査実施者の懸念・負担感の抑制の観点から、標準マニュアルに基づく「作成・整理・保管するドキュメント・成果物」や「業務内容」等を具体的な確認資料・判断材料として活用
  （第３回ＴＦ審議結果）
- 今般の取組に当たっては、統計委員会の再発防止建議における「品質はプロセスで作り込む」との基本的な視点を踏まえて別途進められている、統計作成の各段階の標準的な業務フロー、それぞれの留意事項等を体系的に示す「標準的な業務マニュアル」に関する取組との整合性にも留意
  （「審議に当たっての基本的な認識・考え方」）

〔論点・基本的な考え方(方向性)〕

- **「点検・評価」などの既存の取組との連携や一体性確保**
  (第２回部会審議結果、統計委員会委員長発言)
  ⇒　統計作成府省による**PDCAサイクル実施の一連の取組の流れの中において計画的に実施**
  ＜評価～改善・計画の流れに関し、別紙３＞
- **効果的・効率的な実施**
  (試行に当たっての基本的な考え方)
  ⇒　現時点においては、**試行の実施方法が基本。**試行の結果等を踏まえ※、より効果的・効率的な実施手順等について検討
  ※　事前の情報収集の実施方法や要する時間(人数)、ヒアリングに要する時間(人数)・回数・対象者、診断表の記載項目、診断結果の取りまとめ(ピアレビューのやり方)等に特に留意して試行を実施。
- **標準マニュアルに係る取組との連携**
  ⇒　診断や今後の見直し・改善に当たり、標準マニュアル（「統計作成ガイドブック(仮称)」）の内容及びこれに基づき統計作成府省が行う自己チェック結果を活用
  （別紙２及び別紙３参照）

評価から改善・計画の流れ（イメージ）

➢ Check（評価）からAction（改善）・Plan（計画）の流れ（イメージ）

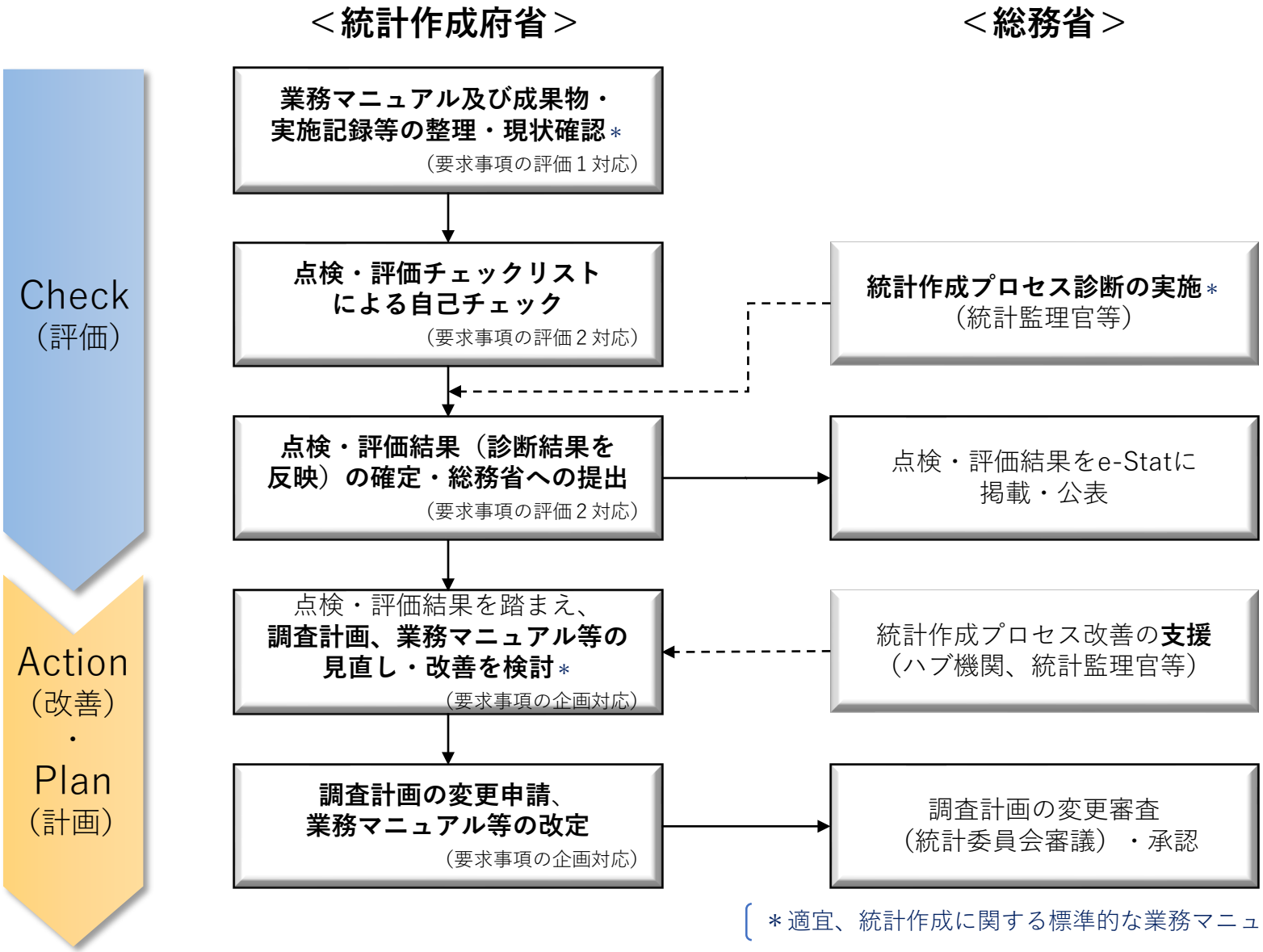

＊適宜、統計作成に関する標準的な業務マニュアルを活用

統計作成プロセス診断の「実施方針」に係る論点整理

Ⅲ　実施体制

（これまでの審議を通じた共通認識・整理）

- 試行は、要求事項等検討タスクフォース構成員(有識者)（本格実施における「統計監理官」の役割）を中心として、事務局が支援する体制により実施
- 「統計監理官」の役割を担う複数のタスクフォース有識者構成員（及び事務局）による診断チームを編成

（以上「試行に当たっての基本的な考え方」及び「試行の実施方法」）

（参考）ISO20252 マーケットリサーチサービス製品認証制度の認証スキーム（抄）　「12 審査員に対する要件」

…審査員は、ISO20252の知識と共に…要求事項に関して審査できる力量を有しなければならない。それらは審査チームとして有してもよい。

調査プロセスマネジメントシステムに関わる要求事項を審査する審査員に対する要件としては、ISO20252の知識を有し、マネジメントシステムの認証に必要な知識と審査の技能を有していること。

MRサービスに関わる要求事項に関して審査する審査員に対する要件としては、MR分野での業務経験が5年以上あり、ISO20252の知識を有し、審査に関する技能の研修を修了していること。

〔論点・基本的な考え方(方向性)〕

➢ **実施体制の構築**

⇒　現時点においては、**試行の実施方法が基本。**試行と同様に**チーム制を採用し、当面、２チームの編成を想定**（１チーム年間最大10調査程度は診断実施可能との想定）

➢ **統計監理官の資質要件・確保**

⇒　統計監理官は、**総務省職員（非常勤）として任用**（秘密の保持を担保）

⇒　試行の結果等を踏まえ※、資質要件としては、**１）品質管理の実務家、２）品質管理の研究者等の専門家、３）公的統計の実務経験者**（支援機能を有する統計研究研修所と併任？）**を基本**としてはどうか

※　試行の診断チームも上記を基本として編成

Ⅳ　診断の対象範囲・頻度

（これまでの審議を通じた共通認識・整理）

- まずは、基幹統計調査から順次取組を進め、その後範囲を拡大するなど、メリハリをつけた現実的な対応をしていくこと
- 統計作成の実施担当課室を対象として進めつつ、要求事項によっては課室横断的な取組についても対象

（以上、第２回統計作成プロセス部会審議結果）

〔論点・基本的な考え方(方向性)〕

➢ **「Ⅲ　実施体制」も踏まえた計画的、効果的かつ効率的な実施**

⇒　統計作成府省の点検・評価実施計画を踏まえ、診断の実施計画を策定・毎年更新（当面は基幹統計調査中心）

統計作成プロセス診断の「実施方針」に係る論点整理

Ⅴ　診断結果の活用・取扱い

（これまでの審議を通じた共通認識・整理）

- 統計の作成府省は、「第三者監査」の結果を活用して、実査、集計等個々の統計作成プロセスの水準を段階的に向上させる
  （公的統計の整備に関する基本的な計画）
- 統計作成プロセス診断は、現状を客観的にチェックした上で、より良い改善の在り方を共に検討する（ポジティブな）取組
- 統計作成プロセスの改善は、統計作成者が自らの気づきにより主体的に取り組むことが「第一義」であり、統計監理官の活動は、これを客観的立場から助言、支援、促進するもの
  （以上「審議に当たっての基本的認識・考え方」）
- 点検・評価については、部会としても今後の取組状況を踏まえつつ必要な支援等を検討していく
  （第２回統計作成プロセス部会審議結果）

〔論点・基本的な考え方(方向性)〕

➢ **診断結果の公表やフォローアップの在り方**

⇒　統計作成府省は、診断結果である**「診断表」を受け、点検・評価結果に、診断結果の内容や診断結果を活用した改善の方向性などを盛り込んだ上で、e-Statに掲載・公表**（個々の「診断表」自体は公表対象外）

⇒　フォローアップは、**PDCAサイクルにおける点検・評価を実施する際に対応**（診断後の次回調査実施後の点検・評価で確認等）

➢ **統計委員会との連携**

⇒　**診断の全般的・概括的な取組状況は**、点検・評価の取組状況の一部として、**定期的に統計作成プロセス部会に報告**（→必要に応じて実施方針や要求事項の改定に関する検討を実施）

⇒　診断結果を活用した調査計画の見直し・改善は、統計委員会の諮問審議において確認可能